

■公開質問状の内容

質問事項

質問事項の回答は、4月8日(水)までに、一般社団法人奈良県聴覚障害者協会事務局あて、メール (sincel948-nda@kcn.jp) もしくは FAX(0744-29-0134)までお願いいたします。

1. 手話言語条例の制定について

ろうあ者が家庭や学校、地域社会などあらゆる場面で手話を自由に使える環境を作るためにも、鳥取県のように「手話言語条例」が必要と考えています。

奈良県における「手話言語条例」を制定することについて貴殿のご見解をお聞かせください。

国連において、手話は言語として既に認められており、各自治体で(広域行政)で条例化を目指すべきであるとともに、関係法整備が必要であるとする。

2. 奈良県の就職事情

奈良県内にある奈良県立ろう学校は在校生数が全国的にもトップクラスといわれるほどよい評判をいただいています。しかし、卒業後は奈良県内の企業の求人が少なく、また大学等進学校も少ない状態で、やむを得ず他府県に転出してしまいうケースが年々増えてきています。

また、県内に就職している聴覚障害者やこれから県内に就職を考えている聴覚障害者も県内に求人が少なく、求人があっても「電話ができること」が条件で聴覚障害者は門前払いという企業も少なくありません。このような状況に対して、貴殿のご見解をお聞かせください。

全ての障害者が自立できるように行政が積極的に取り組むべきである。骨伝導電話機などによる聞き取りが出来ても、通話相手との対応は難しいと考えられる。しかし、直接の対応業務でなくとも可能な事務は多々ある。社会として聴覚障害に対する認識が必要であり、就職支援を行った企業に対して税の軽減対策を行い、就労への誘導を行うことも可能と考える。

3. 手話通訳者の働く場の確保

厚生労働大臣公認の「手話通訳士」という資格があります。しかし現在、厚生労働大臣公認である手話通訳士を取得してもそれを活かせる場面が極端に少ない状況にあります。せつ

かく取得した資格を有効に活用するためにも、手話通訳者が業務として働く場所を拡充することが急務であると考えています。貴殿のご見解をお聞かせください。

公的行事以外には従事していただく場が少ないのが現状である。
今後は、企業内でのスキルアップ対策と法人税の減免と連動させることも検討が必要と考える。

4. 高齢聴覚障害者の支援

現在、高齢者支援のために介護保険法等が施行され、それに基づく介護保険事業が展開されていますが、どれも聴覚障害者には利用しにくいものがあります。老人ホーム等に入所された高齢聴覚障害者もほとんどが健聴者との共同生活になじめず、心細い余生を過ごしている状況が報告されています。

高齢聴覚障害者というと、高齢者全体で見ると少数派ですが、聴覚障害者も介護保険料を支払っているのです。聴覚障害者のニーズにあった介護保険サービスを受ける権利を有していると考えます。このことについて、貴殿のご見解をお聞かせください。

基本的に介護保険によることであるが、介護保険給付サービスをきめ細かく設定を行うこと。市町村自主事業の内容に差が生じないように努力すべき。

5. その他

聴覚障害者福祉施策について、特に取り組みたいとされていることをお聞かせください。

教育現場において手話を言語教育の一つと位置づけ、単位取得の対象に努力する。
タクシー乗車時の手話や手話が出来る運転手の養成。
公共交通における視覚的サービスの充実。

最後にご氏名をお願いします。

北葛城郡選挙区 清水 勉